

◆事業目的

新たな地域コミュニティ支援事業は、市政改革の柱の一つである、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、中間支援組織の活用により、「地域活動協議会」が自律的な運営のもと、様々な地域課題を解決する取組みを行うことで、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりを実現させることを目的とする。

◆実施体制

区役所庁舎内に提供するスペースへ「都島区まちづくりセンター」を設置し、平成 31 年 4 月 1 日より、「アドバイザー」1 名と「地域まちづくり支援員」を 2 名以上配置する。

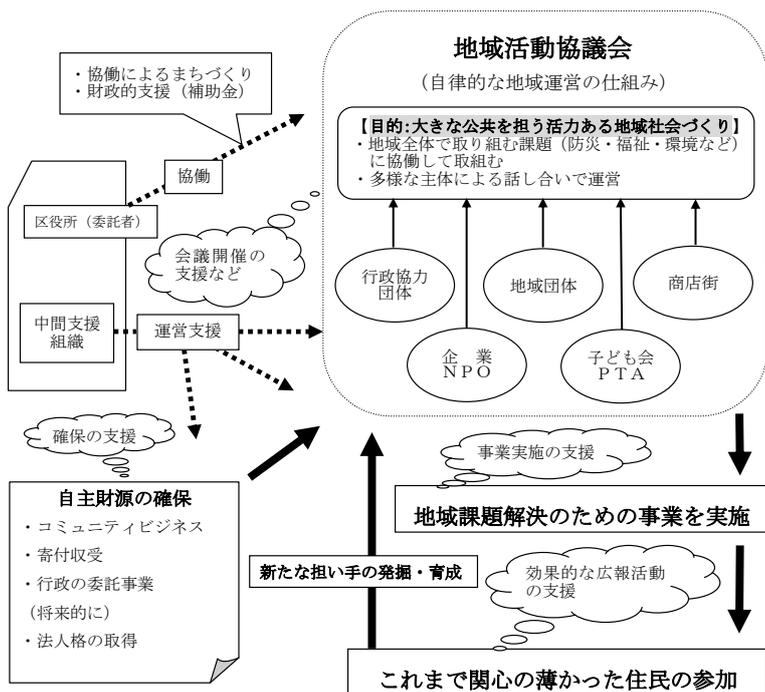
- ・アドバイザー：地域まちづくり支援員に対して、随時、助言・指導を行うとともに、地域団体や委託者からの相談に応じる。
- ・地域まちづくり支援員：地域課題解決に向けた多様な主体のコーディネートや会議におけるファシリテートなど地域活動支援の知識や実績を有し、地域団体等との良好な関係を保つ。

◆具体的な業務内容

- (1) 地域活動協議会の形成支援
つながり拡充のための支援
ア 多様な活動主体との連携・協働に向けたマッチングの実施 1 件以上
- (2) 地域活動協議会の自律運営にかかる支援
ア 地域活動協議会内部における連携・協働に向けた支援
イ 大阪市都島区地域活動協議会補助金の活用に関する助言・指導
ウ 社会的ビジネス、CB・SB にかかる支援
エ 地域活動協議会の事務局機能充実にに向けた支援
オ 法人化に向けた情報提供
カ 区内の地域活動協議会の情報交換や連携の促進

◆委託期間：平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで

中間支援組織イメージ図



参考 (平成 25 年度末評価時分)

新たな地域コミュニティ支援事業（中間支援組織の活用）

◆事業目的

新たな地域コミュニティ支援事業は、新たな市政改革の柱の一つである、大きな公共を担う活力ある地域社会づくりに向けて、中間支援組織を活用し、校区等地域における地域活動協議会の形成など、市民による自律的な地域運営の仕組みづくりを積極的に支援することを目的とする。

◆実施体制

市内を5ブロックに区分し、公募型プロポーザルにより決定した委託事業者（中間支援組織）が、各ブロックの「まちづくりセンター（機能）」に、平成 24 年 10 月から、スーパーバイザーを配置する。また、各区毎に設置する「まちづくりセンター支部」に、10 月からアドバイザーを、11 月から地域まちづくり支援員を配置する。

- ・スーパーバイザー：ブロック毎の「まちづくりセンター（機能）」において、ブロックを統括する。
- ・アドバイザー：各区ごとに設置する「まちづくりセンター支部」において、地域まちづくり支援員を指導及び助言する。
- ・地域まちづくり支援員：会議等運営の知識やノウハウを有する者、また、地域活動の実績を有し、地域事情に精通した者等が事業者により公募・採用され、地域の支援にあたる。

◆具体的な業務内容

(3) 地域活動協議会の形成支援

- ア 地域課題やニーズ、住民意識を把握するための調査、分析等
- イ 地域活動協議会の合意形成に向けたコーディネート

(4) 地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援

- ア 幅広い市民参画の促進、地域における担い手育成や人材育成への助言・指導
- イ 幅広い世代の住民の地域活動への参加・参画を促すための支援
- ウ 多様な地域活動との連携・協働に向けたネットワークづくりへの助言・指導
- エ 自主財源の獲得に向けた情報提供や申請等手続きの助言・指導
- オ 地域課題をビジネス手法で解決するための情報提供や、専門相談機関等への連絡等
- カ 地域団体間の連携・協働に向けた支援や、開かれた組織運営、会計等の透明性確保に向けた助言・指導
- キ NPO 等法人化に向けた情報提供や申請手続きの助言・指導

◆委託期間：平成 24 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日まで

中間支援組織のイメージ図

